

誓約・同意事項

- ①京都市暮らし応援給付金(令和7年度住民税非課税世帯)(以下「給付金」という。)の以下の支給要件の全てに該当します。
- ・令和8年1月30日時点で本市に住民登録があり、世帯全員の令和7年度分の住民税均等割が非課税の世帯であること。
 - ・世帯の中に住民税均等割が課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと。
 - ・令和7年1月1日時点で国外に居住していた者のみで構成される世帯ではないこと。
- <例>
- 令和7年1月2日以降に日本へ転入され、令和7年度住民税の課税対象外である、単身世帯(留学生等)は受給できません。
- ・住民税均等割が課税されている者の扶養親族等だけで構成される世帯ではないこと。
- <例>
- 親(課税者)に扶養されている大学生(非課税)等の単身世帯や、
子(課税者)に扶養されている親の世帯(非課税)等は受給できません。
- ②給付金の支給要件の該当性等を審査するために必要な、住民基本台帳情報及び税情報等の公簿等の確認又は資料の提供を、京都市が他の行政機関等に求める又は提供することに同意します。
- ③公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④この申請書は、京都市において支給決定した後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑤申請書兼請求書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和8年5月25日までに、不備が補正されない場合は、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑥①の支給要件に該当しないのに受給した場合や、本給付金の受給後に支給要件を満たさなくなった場合(収入・所得等の修正申告により、令和7年度住民税均等割課税世帯となった等)は、給付金を返還します。

提出書類

- 京都市暮らし応援給付金(令和7年度住民税非課税世帯)申請書兼請求書(本書)**
- 『**申請・請求者(世帯主)の本人確認書類(コピー)**』
※申請・請求者(世帯主)のマイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証(表裏)、資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書等のいずれか1つ(コピー)を添付してください。
- 『**受取口座を確認できる書類(コピー)**』
※通帳やキャッシュカードなど、金融機関名・支店名・種目・口座番号・口座名義人を確認できる部分(コピー)を添付してください。
※代理申請・受給の場合を除き、世帯主本人名義の銀行口座である必要があります。(詳細はホームページを御覧ください。)
- 『**令和7年度住民税均等割が課税されていないことの根拠書類(コピー)**』
世帯全員分の以下の書類(コピー)を提出してください。
ただし、令和7年1月1日に京都市にお住まいだった方は不要です。
 - 令和7年1月1日時点で他都市にお住まいだった方がいる世帯
令和7年度住民税均等割が非課税であることを証明する書類(非課税証明書等)(コピー)
※申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください。
 - 令和7年1月1日時点で国外にお住まいだった方がいる世帯(複数人世帯)
 - ・日本国籍の方:戸籍の附票の写し(令和7年1月1日時点の住所が分かるもの)
 - ・外国籍の方:ビザ(査証)の写し(上陸許可日が分かるページ)

【留意事項】
令和7年1月1日時点で国外に居住していた方のみで構成される世帯は対象外です。
上記書類を提出いただいても支給できません。

※添付書類の不備はありませんか。(添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)